

裁 決 書

審査請求人

上記代理人

処 分 庁 広島市佐伯福祉事務所長

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から、平成20年12月27日付けで提起のあった上記処分庁（以下「処分庁」という。）の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定に基づく保護費返還額決定処分についての審査請求に対して、次のとおり裁決する。

主 文

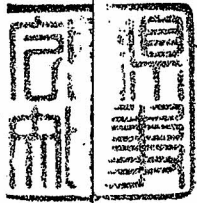
処分庁の審査請求人に対する法第63条の規定に基づく保護費返還額決定処分を取り消す。

審 査 請 求 の 要 旨

1 審査請求人の請求の趣旨は、処分庁が平成20年11月26日付け [REDACTED] 号で審査請求人に対して行った法第63条の規定に基づく保護費返還額決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものであって、その理由とするところは、次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、10月分給与から前借金を相殺天引きされたため、勤務先会社から1円も受け取った事実はない。したがって、前借金充当分 [REDACTED] 円を収入認定し、返還を求めることは失当である。
- (2) この点、上記審査請求人代理人が、実際には支払われていないものを収入認定することは失当である旨、担当ケースワーカーに電話で抗議したが、給与差押えの場合とは異なって、自らが返済したものである趣旨が回答され、抗議は受け付けられなかった。
- (3) しかし、給与差押えと本件のような相殺天引きは、審査請求人の手元にお金が支払われなかったという点において共通するものであり、いずれも収入認定することは失当である。
- (4) 10月分の給与のうち、前借金への相殺分については、審査請求人に、そもそも支払われていないものであるから、「 [REDACTED] 円の全額について返還をしなければならないのが原則である」という処分庁の前提自体、誤っている。

すなわち、現実には支給されていないこれらの部分は、そもそも被保護者の「利用し得る資産」に該当しない。「利用し得る資産」に該当しない以上、法第63条の「資



力があるにもかかわらず、保護を受けた」ことにもならず、返還を要しない。

- (5) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)等によれば、単なる借金の返済は控除の対象とならない。しかし、借金の返済は「利用し得る資産」の中から自らの意志によって返済という「利用」をしたのであるから、本件のような前借金への相殺とは前提が異なる。
- (6) 民事執行法(昭和54年法律第4号)による差押えにより、給与などの一部が支給されなくなった場合、現実に支給される部分の給与等を収入認定するのは、処分庁が主張するような「正規の手續により強制執行されたやむを得ないものであるための例外の取扱い」ではなく、そのように差押えにより支給されなかった部分は、被保護者の「利用し得る資産」に該当しないことによる。
- (7) 審査請求人は、 と に伴う困窮から、生活保護により救済されたことから、本件のような審査請求に及ぶことまで不本意であったため、処分庁の自主的な対応を求めたが、その姿勢がかたくなでいかんともし難かったため、今後の同種事案への影響、審査請求人のように返還を求められた場合の被保護者の困窮化を憂えて、本件審査請求を行ったものである。
- (8) 処分庁は、使用者の給与の相殺が労働基準法(昭和22年法律第49号)第17条に違反し違法であるため審査請求人が相殺したに違いないと主張しているが、社会実態としてこうした違法は日常茶飯事であり、大部分の労働者は違法であるとも知らず、また違法との主張もできず泣き寝入りを強いられている。処分庁の主張は、こうした社会実態と乖離したもので、失当である。
- (9) 審査請求人は使用者に対し、前借金との相殺を主張したことも、また相殺を認める主張を行ったこともない。
- (10) 審査請求人は、平成20年10月16日に し、同月24日に し、同年11月4日に を受けており、前借金との相殺は使用者において一方的に行い、相殺後、10月分給与明細を上司が病院に持参したことから初めて相殺を知ったものである。
- (11) 以上、本件処分の違法性又は不当性は明らかである。
- なお、審査請求人は、証拠として、
本件処分に係る法第63条に基づく保護費返還通知の写し 1通
審査請求人名義の2008年10月度の給与の支給明細書の写し
を提出した。

2 処分庁の弁明の趣旨は、本件処分は正当であるので、本件審査請求を棄却するよう求めるというのであって、その理由とするところは、次のとおりである。

- (1) 法第63条は、本来資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合には、とりあえず要保護者として保護を行い、当該資力が換金されるな

ど最低生活に充当できるようになった段階で支給した保護金品との調整を図るための規定であり、当該資力を限度として支給した保護金品について、その全額を返還額とすべきものと解されている。

- (2) 審査請求人が受領した10月分給与は、保護開始時には退職していた会社からの給与であり、この給与は生活保護上、被保護者の「利用し得る資産」に該当し、保護開始日以降、被保護者は「資力があるにもかかわらず、保護を受けた」ことになり、保護開始日以降に支給された保護金品に相当する金額の範囲内において返還しなければならないものである。

よって、審査請求人は、保護開始日から平成20年11月30日までに支給を受けた保護費 [] 円に対し、10月分給与の総支給額 [] 円から必要経費等 [] 円を控除した [] 円の全額について返還をしなければならないのが原則である。

- (3) しかしながら、上記のような取扱いを行うことが、当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合には、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えないとされている（「生活保護手帳（別冊問答集）」（平成5年2月発行）問450）。

ア 盗難等の不可抗力による消失した額

イ 家屋補修、生業等の一時的な経費であって、保護（変更）の申請があれば保護費の支給を行うと実施機関が判断する範囲のものに充てられた額

ウ 当該収入が、次官通知第8の3の（3）に該当するものにあつては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第8の問40の認定基準に基づき実施機関が認めた額

エ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられるものであつて、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される限度として実施機関が認めた額

なお、次のようなものは、自立更生の範囲に含まれないものである。

（ア）浪費した額

（イ）贈与等により当該世帯以外のために充てられた額

（ウ）保有が容認されない物品等の購入に充てられた額

オ 当該収入があつたことを契機に世帯が保護から脱却する場合にあつては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と実施機関が認めた額

- (4) 本件審査請求の対象とされている給与について、前借金を資力認定することは、審査請求人の自立を著しく阻害するものに該当せず、自立更生のためのやむを得ないものとは認めがたいと判断し、控除することなく返還額を決定した本件処分は違法又は不当な点はない。また、次官通知等によれば、単なる借金の返済は控除の対象となっていない。これは、もしそのような措置を認めるならば、保護を受ける以前における

個々人によって異なる程度に営まれてきた生活までも、法によって保障することになり、保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向かってその最低限度の生活の維持を保障しようとする法の目的から著しく逸脱することになるからである。

ただし、審査請求人の申立てのとおり、民事執行法による差押えにより、給与などの一部が支給されなくなる場合には、現実に支給される部分の給与等を収入認定することになる。この限りにおいては、過去の負債の償還を認める結果となるが、これは、正規の手続により強制執行されたやむを得ないものであるための例外の取扱いである。このような場合には保護の実施機関は、被保護者に対して、執行裁判所に申し立てて差押命令自体を取り消してもらうよう指導し、差押えを防ぐ手続を取ることとなる。

(5) 審査請求人は、10月分の給与は、使用者によって、審査請求人の前借金債務と相殺されて消滅しているため、10月分の給与は「その利用し得る資産」に該当しないと主張していると思われる。

(6) しかし、労働基準法第17条では、「使用者は、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。」と規定されている。そして、それに違反した場合は、労働基準法第119条により、罰則が科される。

(7) そして、審査請求人の10月分の給与は、賃金に相違ないと認められ、相殺されたことと審査請求人が主張する債務は使用者に対する前借金であると認められることから、もし、使用者が相殺をしたとすると労働基準法第17条に違反し、違法である。

(8) すると、審査請求人が10月分の給与を実際に受け取ることができなかった理由は、使用者が相殺したからではなく、審査請求人が相殺したためと考えられる。

そのため、この相殺は、審査請求人が、前借金の返済について、使用者に対して、賃金の中から自らの意思によって相殺による返済という利用を行ったということであり、審査請求人が1(5)で主張している事例と同様であるため、審査請求人の10月分の給与は、審査請求人にとって「利用し得る資産」となる。

(9) 本件処分をするに至った経過は、次のとおりである。

ア 審査請求人は、平成20年10月23日に、処分庁に対して、法による保護の申請をした。

イ 処分庁は上記アの申請を受理したため、審査請求人の資産、収入、稼働能力等保護の要件を確認し、平成20年11月5日に、申請日である同年10月23日からの保護の開始を決定した。

ウ 審査請求人から、平成20年11月18日に処分庁に対し、10月分給与の給与明細を受領したと収入申告があったため、総支給額 [REDACTED] 円から基礎控除、特別控除及び健康保険料等の必要経費である [REDACTED] 円を控除し、同月26日に法第63条に基づき、 [REDACTED] 円について、費用返還の決定を行った。

なお、処分庁は、証拠として、

審査請求人に係るケース記録票の写し 一式

審査請求人に係るケース記録票に附属する関係書類の写し 一式
本件処分に係る法第63条に基づく費用返還決定調書の写し 一式
本件処分に係る法第63条に基づく保護費返還通知の写し 一式
を提出した。

裁 決 の 理 由

- 1 当庁が認定した事実は、次のとおりである。
 - (1) 審査請求人は、処分庁に対し、平成20年10月23日付けで法による保護申請書を提出し、処分庁は同日これを受け付けた。
 - (2) 処分庁は、平成20年10月23日から審査請求人の保護の開始を決定し、同年11月5日付けで、その旨通知した。また、当該決定における保護の種類及び程度は、10月は生活扶助 [] 円、11月は生活扶助 [] 円であった。
 - (3) 審査請求人は、処分庁に対し、収入・無収入申告書（以下「申告書」という。）及び2008年10月度の給与の支給明細書の写し（以下「明細書」という。）を提出し、処分庁は、平成20年11月18日にこれを受け付けた。
 - (4) 上記（3）で処分庁が受け付けた申告書には、当月分の収入として、「 [] 」との記載があった。
 - (5) 上記（3）で処分庁が受け付けた明細書の総支給額欄に「 [] 」、控除額計欄に「 [] 」、差引支給額欄及び振込額欄に「 [] 」との記載があった。
 - (6) 上記（3）で処分庁が受け付けた明細書の交通費欄及び非課税交通費欄に「 [] 」との記載があった。
 - (7) 上記（5）の控除額計の内訳は、健康保険料が「 [] 」、厚生年金保険料が「 [] 」、雇用保険料が「 [] 」、介護保険料が「 [] 」、区市町村税が「 [] 」、社内引去が「 [] 」、互助会費が「 [] 」であった。
 - (8) 処分庁は、平成20年11月18日付けで、上記（4）で申告された収入 [] 円から、基礎控除 [] 円及び特別控除 [] 円を控除するとともに、必要経費として、健康保険料 [] 円、厚生年金保険料 [] 円、雇用保険料 [] 円、所得税 [] 円、交通費 [] 円、介護保険料 [] 円、合計 [] 円を控除し、就労に伴う収入として、 [] 円を収入認定（認定年月日：平成20年11月1日）するとともに、11月の保護の種類及び程度を、生活扶助 [] 円とする保護変更決定を行った。
 - (9) 処分庁は、上記（8）の決定について、上記（4）で申告された収入は、保護開始前の資力であり、法第63条の規定に基づき返還させることが正当と判断し、平成20年11月26日付けで、 [] 円の収入認定を削除し、11月の保護の種類及び程度を、生活扶助 [] 円とする保護変更決定を行うとともに、本件処分を行った。

(10) 処分庁は、本件処分において、審査請求人が資力はあるが保護を受けた期間について、平成20年10月23日から同年11月30日までとし、その間の支払額を [] 円（内訳：10月分の生活扶助 [] 円、11月分の生活扶助 [] 円）と算定した。

(11) 処分庁は、本件処分において、審査請求人の10月分の就労収入 [] 円から、基礎控除として [] 円、特別控除として [] 円を控除し、また、必要経費として、健康保険料 [] 円、厚生年金保険料 [] 円、雇用保険料 [] 円、介護保険料 [] 円、所得税 [] 円、交通費 [] 円を控除し、費用返還決定額を [] 円と算定した。

2 本件審査請求に対する当庁の判断は、次のとおりである。

(1) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している。これは、生活保護制度における基本原則の一つである保護の補足性、すなわち生活保護制度が自己責任の原則及び他の公的扶助制度に対して補足的意義を担っていることを定めたものである。

(2) 法第29条は、「保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。」としている。これは、保護の実施機関が、厳正、適切な保護の決定、実施のための確実な基礎を得ることを目的とする調査は、保護の実施機関と要保護者との関係のみでは不十分であるので、主として問題となる資産及び収入について広く調査を囑託し、報告を求めることができることを定めたものである。

(3) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」としている。これは、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務について規定したものである。

(4) 労働基準法第17条は、「使用者は、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。」と規定している。また、同法第119条は、「次の各号の一に該当する者は、これを6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。」と規定し、同条第1号は、「第3条、第4条、第7条、第16条、第17条（中略）の規定に違反した者」を掲げている。

(5) これらを踏まえて本件処分についてみると、

ア 上記認定事実(8)及び(9)のとおり、処分庁は、申告書に記載されている「 [] 円」について、法第4条第1項の「その利用し得る資産」に該当すると判

断し、本件処分を含む決定を行っているが、上記認定事実（５）のとおり、この「 」円については、当該額を上回る控除が行われており、審査請求人が実際に手にした金銭はないと認められることから、この「 」円が法第４条第１項の「その利用し得る資産」に当たるかどうか問題となる。この点について、以下検討する。

イ 法第４条第１項の「その利用し得る資産」とは、現実に使用、収益、処分の権能を持っている土地、家屋をはじめ貨幣、債権、無体財産権などプラスの財産の総称と解されており、上記アで検討したとおり、審査請求人は申告書に記載されている「 」円を実際にはまったく受け取っていないのであるから、審査請求人に、この「 」円を現実に処分する権能があったとは認められず、「 」円は、法第４条第１項のいう「その利用し得る資産」に該当しないのではないかと考えられるところである。

ウ 確かに、審査請求人が「 」円を実際に受け取れなかった原因が、仮に、使用者が一方的に、審査請求人の前借金を平成２０年の１０月分の給与と相殺した結果によるものであったとするならば、審査請求人が、この「 」円を「最低限度の生活の維持のために活用」しようと考えたとしても、現実にはできない状態にあったのであるから、この状態にある限りにおいては、「 」円は法第４条第１項のいう「その利用し得る資産」には該当しないと判断することが相当と考えられる。ただし、この場合においては、使用者による相殺は労働基準法第１７条に違反している可能性があることから、処分庁は、審査請求人に対して、相殺された前借金分の支給を使用者に請求するよう指導を行うべきであったと考えられる。

エ しかし、審査請求人が「 」円を実際に受け取れなかった原因が、仮に、平成２０年１０月２３日の保護申請後に、審査請求人自らが使用者に対して、前借金と給与との相殺を申し出た結果によるものであったとするならば、「 」円は、本来、法第４条第１項に定める「最低限度の生活の維持のために活用」すべき「資産」であったにもかかわらず、それを「最低限度の生活の維持のために活用」することなく、借金の返済のために活用したこととなり、法第６３条の規定により、「 」円という「資力があるにもかかわらず、保護を受けた」審査請求人は、「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還」すべきものと考えられる。したがって、審査請求人が、「 」円を受け取れなかった原因いかんによっては、この「 」円が、法第４条第１項の「その利用し得る資産」に該当するものと判断できる場合も想定される。

オ そこで、審査請求人が「 」円を受け取れなかった原因についての双方の主張をみてみると、処分庁は、「審査請求人が１０月分の給与を実際に受け取ることができなかった理由は、使用者が相殺したからではなく、審査請求人が相殺したためと考えられる。」と主張する。しかし、その根拠については、「もし、使用者が相殺

したとすると労働基準法第17条に違反し、違法である。」とするのみである。一方、審査請求人は、「使用者に対し、前借金との相殺を主張したことも、また相殺を認める主張を行ったこともない。」と主張する。

カ 処分庁の上記オの主張は、給与を前借金と相殺するといった労働基準法第17条に違反するような違法行為が使用者が行うはずがないのであるから、その原因は審査請求人が相殺したことにあるに相違ないとするものであるが、その主張は、事実に基づかない単なる憶測に過ぎず、これを認めることはできない。

キ 処分庁は、審査請求人が平成20年10月分の給与「XXXXXXXXXX」円を受け取れなかった原因について、法第29条に基づき、使用者に報告を求めることができる立場にあり、しかも、上記イからエまでで検討したとおり、その原因を明らかにしなければ、「XXXXXXXXXX」円が法第4条第1項の「その利用し得る資産」に該当するかどうかについて判断できなかったにもかかわらず、使用者への調査を行った形跡は見られず、その原因を解明することなく「XXXXXXXXXX」円を「その利用し得る資産」と判断して本件処分を行ったものである。

(6) 上記(5)のアからキまでで検討したとおり、処分庁は必要な調査を十分に行うことなく本件処分を行ったものであり、また、審査請求人の平成20年10月分の給与「XXXXXXXXXX」円が、法第4条第1項のいう「その利用し得る資産」に該当しなかった可能性も否定できない以上、本件処分を行った処分庁の判断には、瑕疵があり、不当である。

3 上記のとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には、理由がある。

よって、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成22年3月25日

広島県知事 湯崎英彦

